

▼ケアプランとは？

認定を受けた方の心身の状況に応じて、どのようなサービスをとれくらい利用するかをまとめた「介護サービス計画」です。ケアプランの作成は利用者の負担がありません。

6 介護サービスの利用

作成されたケアプランに基づき、サービスの利用が開始されます。主なサービス内容は次のとおりで、利用者の負担は1割です。

【訪問してもらおう】

■訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）等が家庭を訪問して、食事、入浴、排泄の介助や炊事、掃除、洗濯といった家事等日常生活の手助けを行います。また、通院等のための乗車・降車の介助もあります。

■訪問看護

訪問看護ステーションの看護師等が家庭を訪問

して、主治医と連絡を取りながら、病状を観察したり、入浴や排泄の介助、床ずれの手当等を行います。

【施設に通う】

■通所介護

デイサービスセンター（日帰り介護施設）等に通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練等を行います。

【施設に宿泊する】

■短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事、入浴、排泄等日常生活上の世話や機能訓練を行います。

【自宅での介護をしやすいように】

■福祉用具貸与

心身の機能が低下した方に車イスやベッド等日常生活の自立を手助けする用具のレンタル（貸し出し）を行います。

■福祉用具購入費支給

入浴や排泄等の日常生活にかかせない用具につ

いて、購入費を支給しますが、必ずケアマネージャーと事前に相談した上で購入してください。

■住宅改修費支給

住宅の段差を改修したり、廊下や階段に手すりをつける等、小規模の改修にかかる費用を支給しますが、必ずケアマネージャーと事前に相談した上で実施してください。

【施設に入所する】

■介護老人福祉施設

（特別養護老人ホーム）

食事や排泄等で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。介護保険の施設サービス計画に基づく食事、入浴、排泄等の介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を行います。

■介護老人保健施設

（老人保健施設）

病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所します。介護保険の

施設サービス計画に基づく医療、看護、医学管理下での介護、機能訓練や日常生活上の世話をを行います。

■介護療養型医療施設

（療養病床など）

急性期の治療が終わり、長期の治療を必要とする方のための医療機関の病床です。保険の施設サービス計画に基づく医療、療養上の管理、看護、医学管理下での介護、機能訓練等を行います。

※施設に入所している方は、利用者負担1割の他に食事代を負担していただきます。

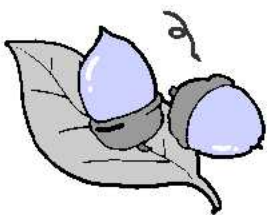
【お問合せ先】

町民課 福祉住民係

☎5・1111 内線157

居宅介護支援センター

☎5・1790



秋の火災予防運動実施中!!

平成16年10月15日(金)から31日(日)までの17日間、北留萌消防組合では「秋の火災予防運動」を実施します。これからの季節は暖房器具の使用が多くなります。火気の取扱いには十分に注意して、より安全な暮らしを守るためにも町民一人一人が「火の用心」を心がけましょう。



平成16年度 全国統一防火標語 **火は消した？ いつも心に きいてみて**